

MEDiPlaza 出展規定

第1条 (名称と定義)

- (1) MEDiPlaza(メディプラザ 商標登録第4677696号)とは、メディキャスト株式会社ならびにメディキャスト株式会社が運営するフランチャイズシステムの加盟会社が主催・運営する病医院情報システム等の総合展示場であり、以下 MEDiPlaza といいます。
- (2) この規定で言う「主催者」とは、メディキャスト株式会社ならびにメディキャスト株式会社が運営するフランチャイズシステムの加盟会社を指します。
- (3) この規定で言う「出展者」とは、所定の手続きを経て、主催者から MEDiPlaza における出展物の出展を認められた企業を指します。

第2条 (出展者)

MEDiPlaza における出展者の資格を以下のように定めます。

- (1) 病医院を対象にしたコンピュータソフトおよび機器の製造業者、ならびに各種サービス事業者。
- (2) 病医院を対象にしたコンピュータソフトおよび機器の製造業者、ならびに各種サービス事業者から独占的に販売委託を受けた総販売代理店等。
- (3) 上記の(1)(2)に準ずる企業で、主催者が出展を認めたもの。

第3条 (出展物の種類)

MEDiPlaza に出展できる出展物は、病医院向けコンピュータソフトおよび機器、各種サービスで、主催者が出展を認めたものに限り、ます。

第4条 (出展の取消)

前条に定められた出展物であっても、公序良俗または MEDiPlaza 運営上、不相当と主催者が判断した場合は、いつでも、出展の拒否、取消及び中止を求めることがあります。その場合、それまでに出品者が要した費用並びにそれ以降に発生する費用その他の賠償を主催者に請求することはできません。

第5条 (出展場所)

出展物を展示する場所について以下のように定めます。

- (1) 出展場所については、空き状況・出展内容・出展スペース等を勘案して、出品者と主催者が協議の上決定します。
- (2) 出品者は、割り当てられたスペースや出展権利の全部あるいは一部を有償無償に関わらず、第三者または出品者相互間で売買、譲渡、貸与、もしくは交換することはできません。

第6条 (共用設備)

出品者が共用で利用できる設備を以下のように定めます。

- (1) セミナールーム
出展製品等のデモンストレーションが行えるセミナールームを、出品者は予約制で使用することができます。(有料)

(2) プレゼンテーションコーナー

来場者にプレゼンテーションが行えるコーナーを、出展者は自由に使用することができます。(無料)

(3) 応接・商談スペース

商談等が行えるラウンジスペースを、出展者は自由に使用することができます。(無料)

(4) カフェコーナー

出展者および出展者の紹介による来場者には、無料でドリンクを提供致します。

第7条 (出展物の仕様)

出展者は以下に定めた仕様に沿って、デモンストレーション機並びに製品マニュアル、パンフレット・販促用ツール、展示パネル等をご用意ください。

(ポスター出展者はポスター、カタログのみ出展者はパンフレットのみをご用意ください)

(1) デモンストレーション機

システム(ソフト)がインストールされたパソコンや、機器等をご用意ください。パソコン本体部分の大きさはスペースの関係上、高さ43センチ以内、幅25センチ以内、奥行45センチ以内とさせていただきます。これ以上のサイズのものは、必ず出展前にご相談ください。またモニターは、原則液晶モニターとさせていただきます。

(2) デモンストレーションマニュアル

製品の使用方法並びに説明方法などを記したデモンストレーションマニュアルをご用意ください。このマニュアルは原則、主催者のスタッフが使用するものですが、来場した製品購入希望者に閲覧させる場合があります。

(3) パンフレット・販促用ツール

製品パンフレット並びに会社案内、各種販促用ツール(CDやビデオなど)ならびにカタログスタンドをご用意ください。また、これらのパンフレット並びに販促用ツールは、主催者の要望に応じて随時補充をお願いします。なお、現在、販促用ツールを保有していない場合はこの限りではありません。

(4) 展示パネル

展示パネルが必要な出展コースをお選びいただいた場合は、所定のサイズの展示パネルを出展者の負担でご用意いただきます。パネルの製作については、全体的な統一感を出すため、所定のフォームに基づき、主催者が指定する業者が一括して製作する場合があります。

(5) その他 展示に必要な付属品等

展示品を壁に取り付けて展示したい場合など、展示に必要な什器・造作品等は、事前に主催者の承諾を得た上で、出展者の負担でご用意ください。

第8条 (出展物の搬入・搬出)

出展物の搬入搬出及び設置・設定等は出展者に行っていただきます。

第9条 (展示品の取り扱い)

来場者に対する出展物の紹介・説明・操作等は、原則 MEDiPlaza のスタッフが行ないます。ただし、出展物の秘密情報保護の観点から、自らが出展物の購入を検討している来場者または、購入を検討している医療機関等への販売斡旋を目的とした来場者以外には紹介・説明しないものとします。

第10条 (製品のバージョンアップ・新製品の発売)

製品のバージョンアップや新製品を発売した場合は、主催者に連絡の上、デモンストレーション機の交換及びインストール、新パンフレットへの交換、MEDiPlaza のスタッフへの研修等を行ってください。

第11条(出展申込)

- (1) 所定の申込用紙に必要事項を記入し、定められた出展申込先にご郵送もしくはご持参下さい。
- (2) 複数の企業が同一ブースに合同で出展する場合でも、1社ごとに出展申込書を提出してください。
- (3) 申込書の代表者は出展契約の成立について代表権のある者としてします。また、代表者の捺印のない申込書は受け付けません。
- (4) 提出した申込書の記載事項に変更が発生した場合は、速やかに主催者に書面で通知し、承諾を得てください。

第12条(出展申込の取消および中止)

出展申込後、出展者の都合による出展の取り止め、あるいは出展スペースの削減については、1ヵ月前までに書面の郵送またはFAXにより、主催者に通知してください。

第13条(出展料等)

出展手数料ならびに出展料は、主催者が別途定める基本料金表にもとづき徴収いたします。出展料に含まれる諸費用は下記の通りです。

- (1) 展示スペースの使用料
- (2) 展示品説明のためのスタッフの人的費用
- (3) 施設の使用料(応接スペース、プレゼンテーションコーナー、カフェコーナーなど)
- (4) MEDiPlaza のホームページにおける出展者紹介記事掲載料
- (5) MEDiPlaza 全体としての広告宣伝費
- (6) インターネット接続料(特別な回線を使用する場合は、実費負担となります)
- (7) 当該施設における照明費および空調費
- (8) デモンストレーション機の作動に関する電気使用料
但し、著しく電気使用量の多い出展者に対しては、別途個別に請求させていただく場合があります。
- (9) 来場者に無料配布される需品(封筒、手提袋など)

第14条(諸経費の負担)

- (1) 専用の電話ならびにインターネット接続などを必要とする出展者は、主催者の承認を得た上で工事等を進めてください。なお、それらに関する一切の費用はすべて出展者側の負担となります。
- (2) 出展物の輸送、搬入、撤去、その他、出展者の行為に属する費用ならびに、出展物等に対する損害賠償等の保険料は、すべて出展者の負担となります。

第15条(事故及び責任)

- (1) 主催者は主催者に重大な過失がある場合を除き、出展物の損傷、盗難その他出展物に関する一切の事故およびそれにより生じた一切の損害について、その責任を負いません。
- (2) 主催者の負担する損害賠償の限度額は一出展者あたり、展示ハード機器の時価とします。
- (3) 出展者は、出展物の故障等、出展物に関わるトラブルが起きた場合、主催者の求めに応じて、速やかに出展物のトラブル解決を行ってください。
- (4) 出展者は、ネットワークからのウイルス等の感染および障害に備えて、予めウイルスソフトを出展のコンピュータにインストールするなどの対策を講じておいてください。
- (5) 主催者は、出展物によって損害が生じた場合、損害賠償を請求することがあります。
- (6) 他の出展者等との紛争等が発生した場合は当事者同士で解決するものとし、主催者は一切関知しません。

第16条(禁止事項)

- (1) 本出展契約上の出展者としての地位又は権利の全部又は一部を、譲渡、売買をなし、又は転貸し、あるいは担保に供することを禁止します。
- (2) 指定された場所以外の MEDiPlaza 内外部または周辺に看板、掲示板、広告標識等を無断で設置することを禁じます。但し、主催者が事前に承諾した場合はこの限りではありません。
- (3) 出展者が作成するあらゆる媒体において、主催者または MEDiPlaza の商標を無断で使用することを禁じます。但し、主催者が事前に承諾した場合はこの限りではありません。

第17条(不可抗力による営業の中止)

天災地変その他不可抗力と認める事情により、MEDiPlaza の営業が不可能となった場合、出展者が出展に際して要した費用その他の損害について、主催者は一切責任を負いません。

第18条(契約の解除)

主催者は、出展者が以下のいずれかに該当する場合、出展者に対して何等の催告なく、本出展契約を解除できるものとし、この場合、出展者は直ちに出展物を撤去するものとし、主催者が損害を被っているときは、出展者に対して損害賠償を請求します。また、出展者が契約の解除がなされた後、1週間以内に撤去しない場合は、主催者は出展物を処分する場合があります。

- (1) 出展禁止物を出展し、または出展につき主催者の定める規定に従わない場合。
- (2) 解散もしくは仮差押、仮処分、強制執行、破産、民事再生、会社整理、会社更生等の各申し立てがあった場合。
- (3) 手形、小切手につき不渡り処分を受けた場合または、著しい信用不安が生じたとき。
- (4) 公租公課につき滞納処分を受けたとき。
- (5) 著しく主催者の信用を失墜する事実があったとき。

第19条(管轄裁判所)

本出展契約から生ずる権利義務について争いが生じたときは、主催者の本社所在地における地方裁判所を第1審管轄裁判所とします。

第20条(出展規定の変更)

主催者は、出展者の承諾なく、1ヵ月前の通知をもって、本規定およびその細則の一部を変更することがあります。但し、これによって生じた出展者側の損害は補償しません。

< 附則 >

初版	2002年11月14日施行
改定	2003年8月1日
改定	2004年7月1日
改定	2005年7月19日
改定	2007年6月10日
改定	2008年8月1日

以上